

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 地域包括支援センターの概要

名称	金沢市地域包括支援センターさくらまち		
所在地	石川県金沢市桜町24番30号		
介護保険事業所番号	1700010058		
連絡先	電話076-222-5722 FAX076-224-0189		
代表者氏名	医療法人社団金沢 宗廣 鉄平	管理者	長井 裕美
サービス提供地域	材木・味噌蔵地区		

2 地域包括支援センターの業務日及び業務時間

業務日	毎週月曜日から土曜日
休業日	日曜日・祝日・8月15日・12月30日～1月3日
業務時間	午前8時30分～午後6時

3 地域包括支援センターの職員体制等

管理者	1名（下記、社会福祉士と兼務）
保健師又は看護師	3名（常勤 3名）
社会福祉士	2名（常勤 2名）
主任介護支援専門員等	1名（常勤 1名）
事務員	1名（非常勤 1名）

4 利用者負担金

利用料	【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成にかかる費用（介護保険報酬告示上の額）は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業者にお支払ください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口申請していただくと、払い戻しされることがあります。
	【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】 ケアマネジメント作成に係わる費用（金沢市が要綱により定める費用）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
	【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】 ケアマネジメント作成に係わる費用（金沢市が要綱により定める費用）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張する際には、その交通費等の実費について支払が必要となる場合があります。

5 サービス方針等

1	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービス事業者、生活支援に関する機関、住民の自発的な活動によるサービス等から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
2	サービス提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする。
3	事業の運営に当たっては、市町村、保健医療機関、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者その他の事業者、介護保険施設、関連機関、その他多様な社会資源との連携に努めるものとする。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者調整し、利用者との合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。（但し、要件を満たす場合、テレビ電話等を用いたモニタリング時は6か月1回）それ以外の月は電話等で利用者との接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

8 相談窓口、苦情対応

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

金沢市地域包括支援センターさくらまち	電話番号 076-222-5722
	FAX番号 076-224-0189
	相談員（責任者） 長井裕美
	対応時間 営業日の午前8時30分から午後6時

- ・公的機関においても次の期間において苦情申出等ができます。

金沢市福祉局介護保険課	所在地	金沢市広坂1丁目1番1号
	電話番号	076-220-2264
	FAX番号	076-220-2559
	対応時間	午前9時00分～午後5時45分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険 団体連合会 (介護サービス苦情11 0番)	所在地	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎
	電話番号	076-231-1110
	FAX番号	076-231-1601
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内
	電話番号	076-234-2556
	FAX番号	076-234-2558
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。